

宮城県公報

行 城 宮
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○平成十八年宮城県告示第九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	(県政情報公開室)	一
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定(三件)	(同)	二
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	三
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	四
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	(教育庁高校教育課)	五
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(森林整備課)	六
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		七
○政治団体の届出事項の異動届		七
○政治団体の解散届		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)		九

ページ

- 資金管理団体の届出
- 資金管理団体の届出事項の異動届
- 資金管理団体の指定取消し等の届出

正 誤

- 宮城県公報第二八三二号(平成二十九年二月十日付け) 中
- 宮城県公報第二八三七号(平成二十九年二月二十八日付け) 中
- 宮城県公報外第一号(平成二十九年三月三十一日付け) 中
- 宮城県公報外第一六号(平成二十九年三月三十一日付け) 中
- 宮城県公報外第二四号(平成二十九年三月三十一日付け) 中

告 示

○宮城県告示第四百八十九号
平成十八年宮城県告示第九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正し、平成二十九年五月二十三日から施行する。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表歯科技工士試験の項を削り、同表准看護師試験の項中「医療整備課」を「医療人材対策室」に改め、同表宮城県農業実践大学校入学試験の項中

宮城県農業実践大学校入学試験

を

宮城県農業大学校入学試験

に、

宮城県農業実践大学校

を

宮城県農業大学校

に改める。

○宮城県告示第四百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字南官林五四の一（次の図に示す部分に限る。）、岩沼市寺島字川向四五の四（次の図に示す部分に限る。）、亘理郡亘理町吉田字砂浜一の二〇・一の二三・一の二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、山元町山寺字須賀一の一四（次の図に示す部分に限る。）、石巻市渡波字長浜五八の二三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区藤塚字東谷地一五の二・二二の二から二二の五まで・三二の二・三三の二・三三の四・三四の二・三五の二（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、荒浜字北官林二九の一（次の図に示す部分に限る。）、字中丁三六の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

三 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字北官林二九の一（次の図に示す部分に限る。）、字中丁三六の一（次の図に示す部分に限る。）、字南官林五四の一（次の図に示す部分に限る。）、岩沼市寺島字川向四五の四（次の図に示す部分に限る。）、亘理郡亘理町吉田字砂浜一の二〇・一の二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

四 解除に係る保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町東宮浜字水浜六の六
保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城郡利府町赤沼字中倉四八の二二

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字草木沢上原一二七の一、字本沢天狗森四の一

2 保安林として指定された目的

水源の涵養かんよう

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市花山字木沢猪ノ沢八の一（次の図に示す部分に限る。）、八の八、八の九

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、志津川町加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四五七号	黒川郡大和町宮床字佐手山一―番三地先から同郡同町宮床字佐手山二〇番二地先まで	平成二十九年五月二十三日

○宮城県告示第五百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

大崎市古川新田字昭和三十七番一号 高橋畜産 代表 高橋 正紀

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、川崎町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年五月二十三日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 峯 浦 康 宏

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年五月一日	丹野 國 義	柴田郡川崎町大字川内字河原前四十四番地三	理事
平成二十九年五月一日	太田 多 吉	柴田郡川崎町大字支倉字山口四十番地一	理事
平成二十九年五月一日	福島 幸 一	柴田郡川崎町大字前川字鉤取山二番地二十	理事
平成二十九年五月一日	大宮 正 春	柴田郡川崎町大字前川字榎木一番地	理事
平成二十九年五月一日	佐藤 憲	柴田郡川崎町大字前川字新町三十三番地	理事
平成二十九年五月一日	大宮 三 男	柴田郡川崎町大字前川字中町三十七番地	理事

二 退任した者

平成二十九年四月三十日	眞壁茂信	柴田郡川崎町大字支倉字宿百三十一番地	理事
平成二十九年四月三十日	相原良二	柴田郡川崎町大字川内字溜水二百六十二番地四	理事
平成二十九年四月三十日	大宮三男	柴田郡川崎町大字前川字中町三十七番地	理事
平成二十九年四月三十日	佐藤憲	柴田郡川崎町大字前川字新町三十三番地	理事
平成二十九年四月三十日	大宮正春	柴田郡川崎町大字前川字榎木一番地	理事
平成二十九年四月三十日	福島幸一	柴田郡川崎町大字前川字鉤取山二番地二十	理事
平成二十九年四月三十日	太田多吉	柴田郡川崎町大字支倉字山口四十番地一	理事
平成二十九年四月三十日	丹野國義	柴田郡川崎町大字川内字河原前四十三番地三	理事

平成二十九年五月一日	藤枝磨	柴田郡川崎町大字川内字佐山五番地一	理事
平成二十九年五月一日	眞壁茂信	柴田郡川崎町大字支倉字宿百三十一番地	理事
平成二十九年五月一日	佐藤勇夫	柴田郡川崎町大字支倉字雷山六番地	理事
平成二十九年五月一日	佐藤義明	柴田郡川崎町大字支倉字中音無九番地	理事
平成二十九年五月一日	藤原忠一	柴田郡川崎町大字川内字高欠一番地	理事
平成二十九年五月一日	丹野正廣	柴田郡川崎町大字今宿字野上町四番地	理事
平成二十九年五月一日	追木三郎	柴田郡川崎町大字今宿字青根道上八番地十二	理事
平成二十九年五月一日	今田勝春	柴田郡川崎町大字今宿字野上町三十二番地	理事
平成二十九年五月一日	佐藤浩	柴田郡川崎町大字支倉字宿百五十六番地	理事
平成二十九年五月一日	大宮恭広	柴田郡川崎町大字前川字浪形九十九番地	理事

公 告

平成二十九年四月三十日	佐藤勇夫	柴田郡川崎町大字支倉字雷山六番地	理事
平成二十九年四月三十日	佐藤一郎	柴田郡川崎町大字支倉字清水百七十九番地六	理事
平成二十九年四月三十日	藤原忠一	柴田郡川崎町大字川内字高欠一番地	理事
平成二十九年四月三十日	丹野正廣	柴田郡川崎町大字今宿字野上町四番地	理事
平成二十九年四月三十日	追木三郎	柴田郡川崎町大字今宿字青根道上八番地十二	理事
平成二十九年四月三十日	今田勝春	柴田郡川崎町大字今宿字野上町三十二番地	理事
平成二十九年四月三十日	佐藤浩	柴田郡川崎町大字支倉字宿百五十六番地	理事
平成二十九年四月三十日	小山満	柴田郡川崎町大字前川字山長三十四番地二十九	理事

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十九年年度森林病虫害等防除（伐倒駆除）（東部管内）業務委託（単価契約）
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 平成二十九年五月二日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 石巻地区森林組合 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一
 - 五 落札金額 二万五千元
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 平成二十九年四月十八日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
- 平成二十九年五月二十三日

選挙管理委員会

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十九年森林病害虫等防除「伐倒駆除（仙台管内）業務委託（単価契約）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年五月二日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城中央森林組合 仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一
- 五 落札金額 二万五千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年四月十八日

○宮選管告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年五月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
山本智子後援会	山本 智子	山本 修	東松島市矢本字穴尻三七一一	平成二十九年四月四日

○宮選管告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年五月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部	愛知 治郎	会計責任者	須田 浩司	庄子 雅大	平成二十九年四月一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
青木まりえ後援会	青木満里恵	会計責任者	青木満里恵	福島和州太郎	平成二十九年四月二日
阿部かずよし後援会	石森 政成	主たる事務所の所在地	石巻市小積浜字田ノ入山一三	石巻市清水町一	平成二十九年四月二十七日
金子透後援会	佐藤 肇	主たる事務所の所在地	富谷市富谷新町六六	黒川郡富谷町富谷字町六六	平成二十八年十月十日
佐々木好博後援会	佐々木好博	代表者	佐々木好博	尾張 勝	平成二十九年三月二十三日
中山耕一後援会	畑谷 敬一	主たる事務所の所在地	富谷市上桜木一四二二	黒川郡富谷町上桜木一四二二	平成二十八年十月十日
PATOAの会	遠藤 拓弥	会計責任者	小野 康博	横澤 裕介	平成二十九年四月三日
宮城県隊友政治連盟	相楽 允	代表者	相楽 允	大越 雅行	平成二十九年三月十一日
みやぎ政経交流懇話会	中山 耕一	主たる事務所の所在地	富谷市上桜木一四二二	黒川郡富谷町上桜木一四二二	平成二十八年十月十日
森栄後援会	森 栄	主たる事務所の所在地	富谷市成田四一五	黒川郡富谷町成田四一五	平成二十八年十月十日

○宮選管告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十九年五月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）		
風間康静後援会	西谷 義弘	平成二十九年三月三十一日
風が走る会	遠藤 克美	平成二十九年三月三十一日
風の会	風間 康静	平成二十九年三月三十一日

制野敬一後援会 菊地 利也 平成二十九年三月三十一日
 長崎たつお後援会 黒田 国雄 平成二十九年三月二十五日
 二階堂一男後援会 菅原 健一 平成二十九年三月二十九日
 宮城創生研究会 鎌田 真人 平成二十九年二月二十八日

○宮選挙告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年五月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

制野敬一後援会

報告年月日 29. 3. 23 (29. 3. 31解散)

1 収入総額 259,178

前年繰越額 259,140

本年収入額 38

2 支出総額 259,178

3 本年収入の内訳 38

その他の収入 38

一件十万円未満のもの 38

4 支出の内訳 259,178

政治活動費 259,178

組織活動費 38,000

その他の経費 221,178

○宮選挙告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年五月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

風の会

資金管理団体の指定期間 1. 1～11. 14

報告年月日 29. 4. 14 (29. 3. 31解散)

1 収入総額 1,029,423

前年繰越額 29,423

本年収入額 1,000,000

2 支出総額 1,029,423

3 本年収入の内訳 1,000,000

寄附 1,000,000

個人分 1,000,000

4 支出の内訳 1,029,423

政治活動費 1,029,423

寄附・交付金 1,029,423

5 寄附の内訳 1,000,000

〔個人分〕 1,000,000

風間康静 白石市

（その他の政治団体）

風間康静後援会

報告年月日 29. 4. 14 (29. 3. 31解散)

1 収入総額 1,247,381

前年繰越額 162,227

本年収入額 1,085,154

2 支出総額 1,047,702

3 本年収入の内訳 1,085,154

寄附 1,085,154

政治団体分 1,085,154

4 支出の内訳 1,085,154

<p>経常経費</p> <p>人件費 1,038,880</p> <p>光熱水費 360,000</p> <p>事務所費 63,626</p> <p>政治活動費 615,254</p> <p>組織活動費 8,822</p> <p>5 寄附の内訳 8,822</p> <p>〔政治団体分〕</p> <p>風が走る会 55,731 白石市</p> <p>風の会 1,029,423 白石市</p> <p>風が走る会</p> <p>報告年月日 29. 4. 14 (29. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 55,731</p> <p>前年繰越額 55,731</p> <p>2 支出総額 55,731</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費 55,731</p> <p>寄附・交付金 55,731</p> <p>制野敏一後援会</p> <p>報告年月日 29. 3. 23 (29. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>長崎たつお後援会</p> <p>報告年月日 29. 4. 10 (29. 3. 25解散)</p> <p>1 収入総額 14,290</p> <p>前年繰越額 14,290</p> <p>2 支出総額 14,290</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費 14,290</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 14,290</p> <p>機関紙誌の発行事業費 14,290</p>	<p>二階堂一男後援会</p> <p>報告年月日 29. 3. 30 (29. 3. 29解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>宮城創生研究会</p> <p>報告年月日 29. 3. 31 (29. 2. 28解散)</p> <p>1 収入総額 5,854</p> <p>前年繰越額 5,854</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>〇同職連組長任職六十五年</p> <p>政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十九年五月二十三日</p> <p>宮城県選挙管理委員会</p> <p>委員 長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(資金管理団体)</p> <p>風の会</p> <p>報告年月日 29. 4. 14 (29. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>風間康静後援会</p> <p>報告年月日 29. 4. 14 (29. 3. 31解散)</p> <p>1 収入総額 199,679</p> <p>前年繰越額 199,679</p> <p>2 支出総額 199,679</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費 199,679</p> <p>人件費 30,000</p>
--	--

光熱水費 2,605
 事務所費 167,074
 風が走る会
 報告年月日 29. 4. 14 (29. 3. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 副野敬一後援会
 報告年月日 29. 4. 13 (29. 3. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 長崎たつお後援会
 報告年月日 29. 4. 10 (29. 3. 25解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 二階堂一男後援会
 報告年月日 29. 3. 30 (29. 3. 29解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 宮城創生研究会
 報告年月日 29. 4. 6 (29. 2. 28解散)

1 収入総額 5,854
 前年繰越額 5,854
 2 支出総額 0

○宮選管告示第六十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
 平成二十九年五月二十三日

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名
 公職の種類
 資金管理団体の名称
 主たる事務所の所在地
 指定年月日

表者）の氏名
 佐々木好博 登米市議会議員 佐々木好博後援会 登米市津山町横山字黒沢一六三 平成二十九年三月二十三日
 ○宮選管告示第六十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十九年五月二十三日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の名称
 異動事項
 新 旧
 異動年月日

中山 耕一 みやぎ政経交流 懇話会 主たる事務所 富谷市上桜木一 黒川郡富谷町上桜 平成二十八年十月十日
 所の所在地 四二一二 木一四二一二

○宮選管告示第六十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
 平成二十九年五月二十三日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出
 資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の名称
 取消年月日
 風間 康静 風の会 平成二十八年十一月十四日

正 誤

○宮城県公報第二八三二号（平成二十九年二月十日付け）中
 ページ 段 行
 五 上 前
 正 誤
 「二四三一二五」 「二四三一二五」
 「一二七一、字北谷地林国有」 「一二七一、字北谷地林国有」
 「林九一林班（無番地）」 「九一林班（無番地）」

○宮城県公報第二八三七号（平成二十九年二月二十八日付け）中

<p>ページ 四 段 行</p>	<p>九前 から 第九号</p>	<p>正 第八号 誤</p>
<p>○宮城県公報号外第一二号 平成二十九年三月三十一日付け 中</p> <p>ページ 四 段 行</p> <p>四 下 後ろか ら一五</p>	<p>五 がん登録等の推進に関する法律の施行に関する次のこと。 第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、</p>	<p>四 がん登録等の推進に関する法律の施行に関する次のこと。 第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、</p>
<p>○宮城県公報号外第一六号 平成二十九年三月三十一日付け 中</p> <p>ページ 一 段 行</p> <p>一 後ろか ら一〇</p>	<p>「林地処分事業実施規程変更（廃止）承認申請」 「林地処分事業実施規程の変更（廃止）承認申請」</p>	<p>「林地処分事業実施規程変更承認申請」 「林地処分事業実施規程の変更承認申請」</p>
<p>○宮城県公報号外第二四号 平成二十九年三月三十一日付け 中</p> <p>ページ 一〇 段 行</p> <p>一〇 後ろか ら一</p>	<p>第七条の四第二項第一号</p>	<p>附則第七条の四第二項第一号</p>